



2019年10月1日

各位

株式会社十六銀行


**十六銀行** × 
**三井住友信託銀行** 協働取組 第1弾

## じゅうろく遺言代用信託「想族あんしんたく」取扱開始について

株式会社十六銀行（頭取 村瀬 幸雄、以下「当行」といいます。）は、2019年10月1日（火）より、じゅうろく遺言代用信託「想族あんしんたく」の取扱いを開始しましたので、下記のとおりお伝えいたします。

本商品は、2019年5月28日に、三井住友信託銀行株式会社（取締役社長 橋本 勝、以下「三井住友信託銀行」といいます。）との間に締結した、相続・資産承継分野における協働取組の第1弾となる商品で、三井住友信託銀行が信託契約代理店向け相続関連商品を開発し、当行は三井住友信託銀行の信託契約代理店として同商品の取扱いを開始するものです。なお、三井住友信託銀行が、信託契約代理店向けに開発した信託商品を取り扱うのは、全国の地方銀行で当行が初めてであります。

今後も当行は、国内信託銀行において業界No.1の規模を誇る三井住友信託銀行との相続・資産承継分野における協働取組を通じ、専門性の高い商品・サービスをご提供し、多様化・高度化するお客さまニーズに寄り添いお応えしてまいります。

記

### 1. 取扱開始日

2019年10月1日（火）

### 2. 取扱店舗

全営業部店（東京支店・大阪支店を除く）

### 3. 商品概要

## じゅうろく遺言代用信託 <sup>想族</sup> あんしんたく

商品名	特約付指定金銭信託＜一時金R型＞＜年金R型＞	
対象	個人のお客さま（委託者）	
お受取種類	＜一時金型＞一括受取	＜年金型＞毎月もしくは隔月受取
お申込金額	100万円以上 3,000万円以下（1円単位）	500万円以上 3,000万円以下（1円単位）
信託財産のお受取人	お客さまの法定相続人、直系卑属またはその配偶者、提携先法人等の中から、お一人さままたは一法人を指定	お客さまの法定相続人の中から、お一人さまを指定
信託報酬	設定時信託報酬：信託元本の1.5%（税別） 運用信託報酬：信託金を運用した収益から、信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払いする収益金総額等を差し引いた金額を運用報酬として収受します	
受託者	三井住友信託銀行	
元本補てん	本金銭信託は元本補てん契約が付与されています（元本保証商品）	

※ 上記以外にも受託要件等、ご留意いただきたい事項があります。詳細は、パンフレットをご確認ください。

#### 4. 商品のスキーム



#### 5. 商品の特徴

##### ① 簡単・迅速

- 申込年齢の上限はなく、もちろん医師の診査や告知も不要で、簡単にお申込みいただけます。
- 遺産分割協議前でも、簡単なお手続きで、迅速に資金（信託財産）をお受取りいただけます。

##### ② 選べる＜一時金型＞と＜年金型＞

- 葬儀費用等すぐに必要となる資金を一括して受取る＜一時金型＞と、のこされたご家族が安心して生活できるよう定期的に資金を受取る＜年金型＞をお選びいただけます。
- ＜一時金型＞と＜年金型＞の両方をお申込みいただくこともできます。

##### ③ 元本保証

- 元本補てん契約のある金銭信託にお預入れいただきます。

##### ④ 幅広い受取人のご指定が可能

- 法定相続人に加え、＜一時金型＞は、お孫さまやお子さまの配偶者など、幅広いお受取人のご指定が可能です（申込金額に一定の制限がございます）。

##### ⑤ 「遺贈寄付」にも対応（＜一時金型＞のみ）

全国地銀初\*

※ 当行調べ

- 本商品を利用し、提携先法人等を信託財産のお受取人にご指定することができます（申込金額に一定の制限がございます）。

以上

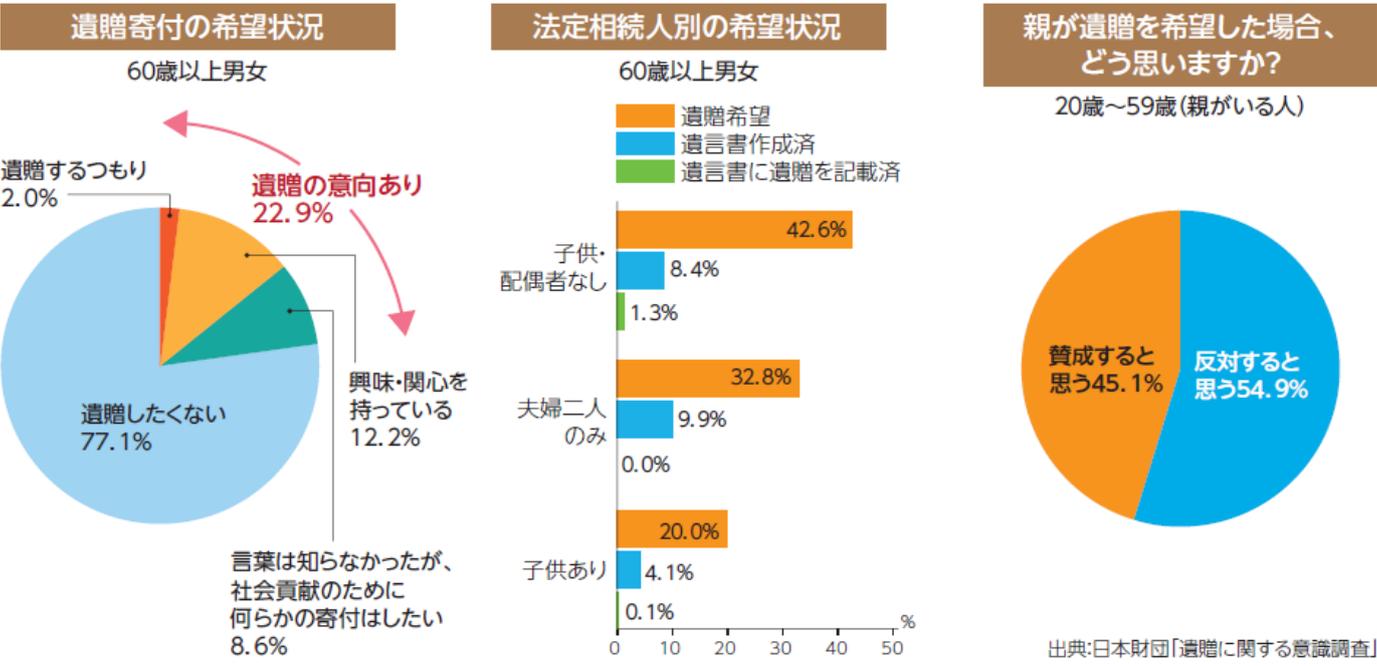
＜本件に関するお問い合わせ先＞

個人営業部（本件担当） 廣瀬・宮崎 TEL（058-266-2525）  
 経営企画部ブランド戦略室（広報担当） TEL（058-266-2512）

<ご参考①>「遺贈寄付」と「提携先法人」について

- お亡くなりになった際、ご自身の財産の一部または全部を国、地方公共団体、学校法人、公益法人等に、無償で譲渡することを「遺贈寄付」といいます。
- 生活水準や社会貢献意識の向上や、家族構造の変化等から、近年「遺贈寄付」を検討するお客さまが増加しています。

遺贈寄付に関する参考データ



- 一方、一般に「遺贈寄付」をするためには、遺言書の作成が必要で、その手続きの手間や費用から、「遺贈寄付」を実現できていない方も多いようです。
- じゅうろく遺言代用信託「想族あんしんたく」は、その尊い想いを実現するため、「遺贈寄付」提携先法人に対して、遺言書の作成をすることなく、簡便な手続きで遺贈寄付が可能です。

【遺贈寄付提携先法人】

- じゅうろく遺言代用信託「想族あんしんたく」を通じて、信託財産の受取先（「遺贈寄付」先）となる団体については、公益性・地域性・存続基盤等を踏まえ、地元の地方公共団体・学校法人・社会福祉法人等から、お客さまニーズを踏まえ、当行および三井住友信託銀行が指定した団体とします。
- なお、お客さまからお預かりした大切なご資産（金銭）を、将来にわたって確実にお渡しするため、「遺贈寄付」先については、三井住友信託銀行および当行との三者で「遺贈寄付」に関する契約を締結した提携先法人に限定します。

「遺贈寄付」提携先法人 2019年10月1日 現在

岐阜県 ・ 岐阜市 ・ 高山市

※ 今後、順次拡大予定で、提携先法人については当行ホームページに公表します。

- 当行では、本商品を通じ「遺贈寄付」のお申込みをいただいたお客さまのその尊い意志に敬意を表し、表彰状を贈呈します。



＜ご参考②＞「遺言代用信託」と「遺言信託」の違い

遺言代用信託	遺言信託
<p>遺言代用信託は、お客さまから金銭の信託を受け、相続発生時に、配偶者さまやお子さまなど、ご指定した方へスムーズに財産の引き継ぎを行う信託サービスです。</p> 	<p>遺言信託は、お客さまのご意向に沿った遺言書作成のアドバイス、遺言書の保管、相続発生後の財産の調査から遺言書に基づく相続手続きを行い、遺言執行完了までサポートさせていただくサービスです。</p> 

＜ご参考③＞じゅうろく遺言代用信託「想族あんしんたく」が解決したいお客さまの相続・資産承継に関するお悩み

もしものことが起きた時、家族でもすぐに預金を引き出せなくなるって聞いたけど本当？



一般的に、被相続人の銀行預金は、相続発生後、家族でも入出金等の手続きが制限されます。

遺言書が作成してあってもすぐに預金は引き出せないの？



遺言書を作成しても、実際に預金を引き出すことができるようになるまで手間や時間がかかります。

お金がすぐに引き出せないとお葬式費用の支払いや、入院費等をどうしよう。



葬儀費用は、葬儀終了後1週間以内に請求されることが一般的なようです。そのほか、生前の入院費用等の支払いの資金も必要です。

自分にもしものことが起きた際、のこされた家族の生活が心配だ。



預金が引き出せなくなると、葬儀費用等の一時的な出費だけでなく、のこされたご家族の当面の生活資金も準備しておかなければなりません。

年齢や健康状態を考えると、今から相続にそなえて加入できる商品はあるのかしら。



相続にそなえた商品でも、年齢や健康状態により、お申し込みいただけない商品もございます。

遺産の一部は、ふるさとや地域社会に寄付をしたいのだが、手続きは面倒かな？



法定相続人以外への遺贈については、一般的に遺言書の作成等の手続きや費用が必要です。